

○追手門学院大学学生会館使用細則

昭和52年12月5日

制定

第1条 追手門学院大学学生会館規程第6条に基づき学生会館（以下「会館」という。）の運営に関し、この細則を定める。

第2条 会館を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 追手門学院大学
- (2) 追手門学院大学の学生及び教職員
- (3) 学生会館運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て館長が承認した者
- (4) 館長が許可した者

第3条 会館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) ホールは、午前9時30分から午後7時45分まで
- (2) 会議室・展示ギャラリー・ロビー等は、午前9時30分から午後8時まで

第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、休館日に開館し、これ以外に閉館することができる。

- (1) 夏期一斉休業期間
- (2) 冬期一斉休業期間

第5条 展示ギャラリー及び会議室を使用する者は、所定の願書を使用日の前日までに館長に提出しなければならない。

2 ホールの使用期間は、3期に分けるものとする。使用期間及び受付期間は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 4月から7月、受付期間 1月15日から末日
- (2) 第2期 8月から11月、受付期間 6月15日から末日
- (3) 第3期 12月から3月、受付期間 10月15日から末日

3 ホールを使用する者は、各期ごとに行う受付期間中に所定の願書を館長に提出して委員会の議を経るものとする。ただし、特別に使用の必要が生じた場合は、願い出により館長がこれを許可することがある。

第6条 全学的及び定期的行事の使用は、他の使用に優先することがある。

第7条 第2条第1号及び第2号に定める以外の使用については、別に定める使用料を支払わなければならない。ただし、館長が特別の事情があると認めた場合は使用料を減免する

ことがある。

第8条 会館の施設を使用する者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 火気の使用について館長の許可を受けること。
- (2) 使用願書に記載された目的以外の用途に使用しないこと。
- (3) 使用後は、室内の清掃を行い備品を原状に戻しておくこと。
- (4) 設備の改変及び備品の移動を無断で行わないこと。
- (5) 掲示その他これに類するものは所定の場所以外にしないこと。
- (6) 館内では喫煙、飲酒をしないこと。
- (7) 許可なくホール、展示ギャラリー、会議室に飲食物を持ち込まないこと。
- (8) 館内ではスパイク等に類するもの及び下駄を使用しないこと。
- (9) 許可なく物品等の販売及び寄付行為をしないこと。
- (10) 凶器、危険物等を搬入しないこと。
- (11) 喧騒にわたる行為をしないこと。

2 前項の注意事項を守らない場合は、使用を停止することがある。

第9条 会館の備品類を使用する者は、あらかじめ所定の手続きにより願い出なければならない。

第10条 使用者が、故意又は過失により設備及び備品などを消失又は破損したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、事情により館長はその額を減免することがある。

第11条 鍵は、学生会館事務室において保管する。

第12条 この細則に定めるもののほか、会館の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。ただし、会館の使用に関する軽微な事項については、委員長と副委員長の合意により決定する。

附 則

この細則は、昭和52年12月5日から施行する。

附 則

この細則は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和62年7月20日から施行する。

附 則

この細則は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2004年12月6日から施行する。

附 則

この細則は、2005年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2012年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、2018年4月1日から施行する。